

システム製品「通常保守サービス」約款 新旧対比表

新：2019年6月1日改正	旧：2013年12月25日改正
<p>第1条1 製品のインストール方法や初歩的な使い方についての電子メールによるご質問にお答えします。但し、次のようなご要望については別途有償技術サービスをご利用ください。</p>	<p>第1条1 製品のインストール方法や初歩的な使い方についての電子メールによるご質問にお答えします。但し、次のようなご要望については別途有償技術サポートをご利用ください。</p>
<p>第1条2 お答えするにあたり長時間の調査が必要になる場合や、ご質問の回数が多数にのぼる場合は有償技術サービスの契約締結が必要になる場合があります</p>	<p>第1条2 お答えするにあたり長時間の調査が必要になる場合や、ご質問の回数が多数にのぼる場合は有償技術サポートの契約が必要になる場合があります。</p>
<p>第2条3 弊社のリリース計画を前倒して欲しいというご要望がある場合、別途特別保守サービスの契約締結が必要になります。</p>	<p>第2条3 弊社のリリース計画を前倒して欲しいというご要望がある場合、別途特別保守サポートの保守サービス契約締結が必要になります。</p>
<p>第3条1 製品のバージョンがアップした場合は、原則無償で使用する<u>ことができます</u>。 (1)メジャーアップグレード(バージョン番号の整数部のカウントアップ)の場合。 (2)マイナーアップグレード(バージョン番号の小数部のカウントアップ)の場合。 ただし、ライセンス体系や価格体系が変更にならない場合に<u>限ります</u>。</p>	<p>第3条1 製品のバージョンがアップした際、次のように対応いたします。 (1)メジャーアップグレード(バージョン番号の整数部のカウントアップ) <u>ライセンス体系/価格体系が変更にならない場合は、原則無償で使用する</u>ことができます。 ただし、<u>スタンドアロンライセンスからサーバライセンスへの移行や、価格が改訂されている場合はその差額(値上げ分)が必要になる</u>ことがあります。 (2)マイナーアップグレード(バージョン番号の小数部のカウントアップ)は、<u>無償で使用する</u>ことができます。 (3)メンテナンスリリースは、<u>無償で使用する</u>ことができます。</p>
<p>第3条2 ライセンス体系の移行に伴う価格変更や、価格が改訂されている場合はその差額が必要になる場合があります。</p>	<p>(第3条1項1号の一部を削除し、第3条2項を追加)</p>
<p>第3条3 メンテナンスリリースは、無償で<u>使用</u>することができます。</p>	<p>(第3条1項2号を削除し第3条3項を追加)</p>
<p>第3条4 (第3条2の項目、第3条3の項目を追加。それ以降の項目番号を繰り下げ。)</p>	
<p>第6条 <u>通常保守サービスの費用、契約期間と更新方法</u></p>	<p>第6条 通常保守サービス費用と適用期間</p>

<p>第6条1</p> <p>製品ご購入後1年間の通常保守サービス費用は、製品の標準価格に含まれています。</p>	<p>第6条1</p> <p>通常保守サービス費用は、製品ご購入後、最初の1年間は<u>無償</u>です(保守費用は製品の標準価格に含まれています)</p>
<p>第6条2</p> <p>2年目より、製品価格の20%が、<u>通常保守サービスの年間費用</u>として発生します。</p>	<p>第6条2</p> <p>2年目より、製品価格の20%が、<u>年間保守費用</u>として発生します。</p>
<p>第6条3</p> <p>通常保守サービス期間は契約後1年間です。複数年契約も<u>できます</u>。</p>	<p>第6条3</p> <p>保守期間は契約後1年間です。複数年<u>一括契約も可能</u>です。</p>
<p>第6条4</p> <p>通常保守サービスは年単位で契約を更新することができます。また、自動更新契約を選択できます。通常保守サービス期間が終了してからの再契約はできません。</p>	<p>第6条4</p> <p>更新の可否は、お客様の判断に拠りますが、1度契約が切れてから<u>空白時間(1年間)を経て</u>の再契約はできません。</p>
<p>第6条5</p> <p>自動更新は通常保守サービス期間終了の1カ月前までに、お客様より解約の通知がされた場合に終了します。</p>	<p>(追加)</p>
<p>第6条6</p> <p>(第6条5の項目を追加。それ以降の項目番号を繰り下げ。)</p>	
<p>第7条2</p> <p>プラットフォームに起因する問題に対する解決先・回避策の提供は、<u>通常保守サービス</u>には含まれません。</p>	<p>第7条2</p> <p><u>また</u>、プラットフォームに起因する問題に対する解決先・回避策の提供は、<u>通常サポート</u>には含まれません。</p>
<p>第8条 <u>通常保守サービスの受付け方法</u></p>	<p>第8条 <u>保守サポート受付け方法</u></p>
<p>第8条2</p> <p>保守サポート用メールアドレスは、<u>製品のライセンス証書</u>、または<u>マニュアル</u>に記載されています。</p>	<p>第8条2</p> <p>保守サポート用メールアドレスは、<u>ご購入された製品</u>に記載されています。</p>